平成２３年（フ）第１０５３号
愛知県津島市愛宕町９丁目51番地　愛宕雇用促進住宅４棟405号
破産者　川口　勝巳
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０６５号
名古屋市熱田区金山町１丁目19番６号　市営金山荘1102号
破産者　瀬下　典子（旧姓青井）
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３４０号
名古屋市中川区柳島町３丁目14番地の１プライムアセットＴ－ＨＯＵＳＥ　Ａ号棟
破産者　島田　和枝
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５２５号
名古屋市北区志賀町５丁目11番地　市営東志賀荘２棟103号
破産者　水谷　仁美
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６０４号
愛知県愛西市大野町山1706番地91
破産者　鈴木　雅子
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５５号
愛知県新城市野田字大野田16番地３
破産者　松本　利一
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１８０号
愛知県新城市野田字大野田16番地３
破産者　松本　尋子
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第９４４号
大阪市西淀川区姫里１丁目３番16号　Ｔｏｐｉａｒｙ淀308号室
破産者　中　　龍男
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３９８号
大阪府箕面市桜井２丁目11番８号
破産者　島田由緑こと　島田ゆかり
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７３４号
大阪府豊中市曽根南町２丁目14番14号
破産者　加端　久義
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９０４号
大阪市東住吉区住道矢田１丁目29番２－38号
破産者　知念　　健
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０２３号
大阪府高槻市日吉台一番町21番６号
破産者　森岡　明美
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０２４号
大阪府豊中市春日町５丁目11番23―401号
破産者　齋藤　裕彦
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０８６号
大阪府豊中市新千里南町３丁目１番18―301号、店舗の所在地大阪市北区堂島１－２－23ベガアーク204号
破産者　年輪坊こと　板谷　勝弘
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４１８５号
大阪市都島区毛馬町３丁目１番３号　パークハイツ101号
破産者　東谷　将幸
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２９８号
兵庫県西宮市津門西口町１番３―201号　西宮アネックス、前住所川崎市中原区中丸子13番地７　リエトコート武蔵小杉ＥＡＳＴ1510
破産者　藤　　勝行
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９７９号
大阪府大阪狭山市西山台６丁目20番４号
破産者　大久保隆司
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１９９０号
堺市西区北条町２丁８番47号　山元方
破産者　松本　卿允
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２０７１号
堺市北区東三国ヶ丘町３丁５番６―407号
破産者　吉門　英樹
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
堺市堺区住吉橋町１丁７番10―1003号、開始決定時の住所堺市美原区平尾2010番地29
破産者　橋本　幸典
１　決定年月日　平成23年９月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係